

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 1 2 日

九州経済産業局長 星野 光明 殿

山江村長 内山 慶治

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本村は、熊本県の南部、人吉球磨盆地の西部に位置し、東西 9.7 km、南北 18.6 km で、総面積は 121.19 km²のうち約 88%を森林が占めている。南端部は比較的平坦で農業を主体とした地帯であり、北進するに従い丘陵地帯から漸次山岳化し、北部は急峻を極めている。中央部を縦に二分する稜線を大字界として、東部を大字山田、西部を大字万江と称している。

四方を山々に囲まれた人吉球磨盆地に位置するため、内陸型気候となっており、昼夜の寒暖の差が激しく、そのため秋から春にかけて盆地全体がすっぽりと霧に覆われることが多い地域である。

本村の人口は、ピークを向かえていた 1955（昭 30）年が 6,766 人であったことに対し、2020（令 2）年 10 月に行われた国勢調査では 3,238 人であった。ピーク時と比較すると約 47.9%に減少しており、このことは高度経済成長期における大幅な人口流出による急激な人口減少に加え、近年では、進学や就職により若年層が東京圏を中心とした大都市への転出、いわゆる「一極集中化」によるものと考えられる。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が 2018（平 30）年に公表した推計によると、本村の人口は、2023（令 5）年に 3,000 人を割込み 2,971 人になるとされており、これは 2015（平 25）年に同研究所が発表した推計 3,227 人から約 9.2%下回っている。更には、2060（令 42）年においては、前回の推計 2,074 人に対し、大幅に下回る 1,201 人という推計がなされており、今後も人口減少に歯止めがかからない厳しい減少傾向にあることを示している。

産業については、本村の平成 27 年度の産業分類別就業人口の推移をみると、第 1 次産業 337 人（19.5%）、第 2 次産業 418 人（24.2%）、第 3 次産業 958 人（55.4%）となっており、第 3 次産業人口の占める割合が半数を超えている。平成 22 年度と比較しても、第 1 次産業及び第 2 次産業の比率は減少し、第 3 次産業は増加しており、これは基幹産業である農林業従事者の高齢化や担い手不足、隣接の市町村への就労者が増加したことに起因すると考えられる。

今後は、基幹産業である第 1 次産業の農林業の振興を図る必要があり、農業については、代表作物の「米」、「栗」の担い手育成や生産量の増大を促進するための農業生産法人設立の支援、林業については、新規従事者に対する支援や有害鳥獣被害対策、特産林産物の生産などの新たな産業創出支援を講ずる必要がある。

このような中、独自の取り組みとして村内事業者による特産品等を活用した新商品開発の援等を講じてきたが、引き続き村内中小企業の生産性の抜本的な向上により人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が会社を存続

していきたいと思えるような企業への成長を促すため、企業が取り組む事業を支援していくことは、不可欠であると言える。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性を向上させ雇用の場の創出を図ることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に1件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

山江村の中小企業者による幅広い取組を促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

山江村全域において中小企業者が事業を営んでいることから、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取組を促すため、本計画の対象区域は山江村全域とする。

(2) 対象業種・事業

山江村の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が山江村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、海外市場等を見据えた近隣自治体との連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）までと

する。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 自然災害等の発生を誘発する可能性の高い危険箇所等への導入を認定の対象としない等、安全な地域経済の発展に配慮する。
- (4) 市町村民税等滞納者に係る先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- (5) 認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を把握し、自己評価を実施することとし、本村が実施する先端設備等導入計画の進捗状況調査等について協力を行うこと。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。